

**富士見市健全な財政運営に関する条例（案）
逐条解説【パブリックコメント】**

富 士 見 市

目 次

1 題名	- 1 -
2 目次	- 1 -
3 第1章 総則	- 2 -
第1条（目的）	- 2 -
第2条（基本理念）	- 2 -
第3条（市長の責務）	- 3 -
4 第2章 財政運営の基本原則	- 3 -
第4条（情報の共有）	- 3 -
第5条（財務諸表の作成）	- 3 -
第6条（資産及び負債）	- 4 -
第7条（基金の積立て等）	- 5 -
第8条（地方債の発行）	- 5 -
第9条（歳入の確保及び歳出の見直し）	- 6 -
第10条（使用料等の見直し）	- 6 -
第11条（補助金の見直し）	- 6 -
5 第3章 計画的な財政運営の推進	- 7 -
第12条（総合計画の策定）	- 7 -
第13条（予算を伴う計画）	- 7 -
第14条（中期財政計画の策定）	- 8 -
6 第4章 財政運営の健全化	- 8 -
第15条（財政運営判断指標）	- 8 -
第16条（財政運営目標の設定）	- 9 -
7 附則	- 9 -

1 題名

富士見市健全な財政運営に関する条例

【解説】

この条例で定める「少子高齢化の進展や景気の低迷など、社会経済情勢が大きく変化する中で、地方分権時代にふさわしい市民自治に基づくまちづくりを推進するための財政運営上の基本原則」を言い表したものです。

2 目次

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 財政運営の基本原則（第4条—第11条）
- 第3章 計画的な財政運営の推進（第12条—第14条）
- 第4章 財政運営の健全化（第15条・第16条）
- 附則

【解説】

この条例は、本則4章（16条）と附則で構成しています。

第1章 総則

条例の目的、基本理念、市長の責務を定めています。

第2章 財政運営の基本原則

財政運営に関する基本的なルールを定めています。

第3章 計画的な財政運営の推進

将来にわたって健全な財政運営を確保するため、基本構想に基づく基本計画や実施計画などの計画策定時のルールを定めています。

第4章 財政運営の健全化

財政運営状況の健全度を判断するための方法などを定めています。

附則

この条例の適用となる日（平成24年4月1日）を定めています。

3 第1章 総則

第1条（目的）

第1条 この条例は、行政需要の高度化及び多様化その他の社会経済情勢の変化に適確に対応しつつ、市民自治に基づくまちづくりを推進するため、財政運営に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、財政規律の維持及び向上を図り、もって健全な財政運営に資することを目的とする。

【解説】

少子高齢化の進展や景気の低迷など、社会経済情勢が大きく変化する中で、地方分権時代にふさわしい市民自治に基づくまちづくりを推進するためには、財政運営上の基本原則を明確にすることにより、財政規律の下での財政運営を行う必要があります。

このことから、本条では、財政運営上の指針となるこの条例の立案目的を定めています。

第2条（基本理念）

第2条 市の財政は、まちづくりの主体である市民の信託及び負担に基づき市政が行われているとの認識に立って運営されなければならない。

2 市の財政は、弾力的かつ持続可能な財政構造の確立に向けて計画的に運営されなければならない。

3 市の財政は、負債（地方債、債務負担行為、債務保証その他将来にわたって金銭を負担することが予定されている債務をいう。以下同じ。）が現在及び将来の市民の負担であることを踏まえて計画的に運営されなければならない。

【解説】

本条では、市の財政運営上の基本理念として、「市民の信託と負担により市政が成り立っていること」、「弾力的かつ持続可能な財政構造の確立に向けた計画的な運営が必要であること」、「負債は現在と将来の市民の負担であること」の3点を掲げています。

第3条（市長の責務）

第3条 市長は、前条の基本理念にのっとり、緊急性、必要性、市民ニーズ等の観点から予算の調製及び適正な執行をすることにより、健全な財政運営を行う責務を有する。

【解説】

健全な財政運営の確保に向けて市長の責務を定めています。

4 第2章 財政運営の基本原則

第4条（情報の共有）

第4条 市長は、財政に関する理解を深め、かつ、財政運営の透明性を高めるため、分かりやすく作成した財政に関する情報を市民に公表しなければならない。

2 市は、財政に関する市民の意見を把握するよう努めるものとする。

【解説】

市民自治に基づくまちづくりを推進するためには、財政運営や財政状況に関する情報を、分かりやすく市民に提供・公表すること、市民の意見を適確に把握することが重要であると定めています。

第5条（財務諸表の作成）

第5条 市長は、毎年度、次に掲げる書類を、普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。以下同じ。）並びに普通会計、公営事業会計及び市が加入する組合等に係る会計を連結した会計の区分に応じて作成し、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 行政コスト計算書
- (3) 純資産変動計算書
- (4) 資金収支計算書

【パブリックコメント】
富士見市健全な財政運営に関する条例（案）【逐条解説】

【解説】

普通会計を対象とする財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）のほか、公営事業会計と市が加入する組合等の会計とを連結した市全体の会計に係る財務諸表を作成し、これを議会に報告するとともに、公表しなければならないと定めています。

※普通会計とは

一般会計、鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計、鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計を連結した会計を指します。

※公営事業会計とは

上記普通会計以外の市の会計をすべて連結した会計（水道事業会計、下水道事業会計、国民健康保険特別会計など）を指します。

※市が加入する組合等とは

市が加入するすべての一部事務組合と広域連合、市が設立した土地開発公社と施設管理公社、入間東部福祉会を想定しています。

第6条（資産及び負債）

第6条 市は、長期的な観点から、資産の売却、用途の見直しによる資産の有効活用、資産の維持補修等を行い、効果的に資産を活用するものとする。

2 市は、負債に対する世代間の負担の均衡に配慮しつつ、償還能力の観点から負債の抑制を図るものとする。

【解説】

資産と負債については、人口動態等の長期的な予測、市民ニーズや基本構想など、様々な観点から適正な規模の水準を判断して管理する必要があるため、その内容を定めています。

第7条（基金の積立て等）

第7条 市は、公共施設の修繕又は建替えに係る経費その他の財政の安定化のために資金の留保が必要と認められる経費に充てるため、基金に計画的な積立てを行うよう努めるものとする。

2 市は、災害等の有事の際の支出その他緊急を要し、かつ、必要やむを得ない行政需要に対応するため、必要と認められる額の資金を財政調整基金に留保するよう努めるものとする。

【解説】

一時的に又は計画的に多額の資金を必要とする経費については、その年度の予算に大きな影響を与えることがないように、一定規模の資金を各種基金（貯金）に積み立てることにより安定的な財政運営に資すると定めています。

※各種基金とは

市には、災害による支出の増加や年度間の財源調整などを行うために設置している「財政調整基金」と、特定の目的を計画的に実施することができるよう資金を積み立てている「公共施設整備基金や緑地保全基金」などの特定目的基金があります。

第8条（地方債の発行）

第8条 市は、地方債を起こす場合においては、次に掲げる事項を検討して行うものとする。

- (1) 将来において市民が負担することの妥当性
- (2) 地方債により実施する場合及び地方債以外の歳入により実施する場合の財政運営に与える影響度

【解説】

地方債（長期の借入金）については、償還（返済）による負担が将来の財政運営や資金繰りに影響を与える可能性があるため、新たな借入れについてはその妥当性などを検討した上で行っていくと定めています。

第9条（歳入の確保及び歳出の見直し）

第9条 市は、安定的な財源を確保するための手法を検討するとともに、産業の活性化その他の活力あるまちづくりの推進による自立的な税収基盤の整備及び市税等の適切な徴収に努めるものとする。

2 市は、継続的に事務の見直し及び合理化並びに予算の執行に係る効率性の向上に努めるものとする。

【解説】

地方分権の進展に伴い、少子高齢化などへの対応や様々な市民要望に応じていくためには、今後も多額の予算が必要となりますが、現状において、税収等の伸び悩みにより歳入の増加が見込みにくい状況にあります。

このことから、地域経済の活性化などにより歳入の増加に努めるとともに、事務事業の見直しなどにより効率的な行政運営に努めていくことを定めています。

第10条（使用料等の見直し）

第10条 市は、使用料、手数料、負担金等に関し、受益及び負担の適正化を図るため、定期的に又は必要に応じて総合的な見直しを行うものとする。

【解説】

特定の行政サービスを受ける方に負担していただく使用料、手数料、負担金等については、その行政サービスに対するコストを踏まえつつ、その方の負担能力や受け取る利益（受益）を考慮した内容であるか、また、社会経済情勢や他自治体との行政水準を踏まえた適正な内容であるかなどの観点から、定期的に又は必要に応じて総合的な見直しを行っていくことを定めています。

第11条（補助金の見直し）

第11条 市は、補助金に関し、補助の必要性及び効果、補助率又は補助金額の適正化等の観点から定期的に又は必要に応じて総合的な見直しを行うものとする。

【解説】

補助金については、補助の必要性及び効果、補助率又は補助金額の適正化などの観点から、定期的に又は必要に応じて総合的な見直しを行っていくことを定めています。

5 第3章 計画的な財政運営の推進

第12条（総合計画の策定）

第12条 市長は、基本構想に基づく基本計画及び実施計画（以下「総合計画」と総称する。）については、あらかじめ、財政運営に与える影響を勘案した上で必要な施策を財源の根拠をもって策定しなければならない。

【解説】

基本構想は、本市のまちづくりにおける長期的な展望を示したものであり、これを具体的に進めるため、基本計画（5か年計画）や実施計画（3か年計画）があります。現在の行政サービスを提供しつつ、基本計画などに定める主要施策を実施するためには、多額の予算を確保する必要があるため、将来にわたって健全な財政運営を維持していくために財源の根拠や将来の財政見通しなどを明らかにした上でこれらの計画を策定していくことが重要であり、その内容を定めています。

※基本構想とは

本市のまちづくりにおける将来都市像と基本目標、これを実現するための施策の大綱を定めたもので、計画期間は10年間です。

第13条（予算を伴う計画）

第13条 市長は、予算を伴う計画については、中期財政計画（次条に規定する計画をいう。以下同じ。）の計画期間内において必要となる見込みの予算額を明らかにし、これを中期財政計画に反映させなければならない。

【解説】

将来にわたって健全な財政運営を行っていくためには、総合計画のほか、予算を伴う各施策別の計画についても、財源の根拠をもって策定することが求められるので、その内容を定めています。

第14条（中期財政計画の策定）

第14条 市長は、毎年度、総合計画との整合性を図った上で、中期的な期間における各年度の次に掲げる事項を記載した計画を策定し、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

- (1) 普通会計の歳入見込額
- (2) 普通会計の歳出見込額
- (3) 財政調整基金その他財政の安定化のために資金を留保している基金の残高見込額
- (4) 地方債の残高見込額

【解説】

将来にわたって計画的な財政運営を行っていくためには、毎年度、総合計画との整合性を図った上で中期的な財政見通しに基づく財政計画を策定することが求められるので、その内容を定めています。

中期財政計画の計画期間については、5年間で想定しています。

6 第4章 財政運営の健全化

第15条（財政運営判断指標）

第15条 市長は、毎年度、決算の提出を受けた後、速やかに、財政調整基金比率、地方債残高比率、債務償還可能年限その他の財政運営の状況を示す指標（以下「財政運営判断指標」という。）を算定し、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

【解説】

健全な財政運営に向けた様々な取組の効果を確認するため、財政運営の状況を示す指標（以下「財政指標」といいます。）を算定し、これを議会に報告するとともに、公表しなければならないと定めています。

この条例においては、数多く存在する財政指標の中から、市民自治に基づくまちづくりを推進する上で効果的と認められる財政運営判断指標を任意に選択することができるよう、具体的な規定をしておりませんが、財政運営判断指標を公表する中で情報の共有化を図っていきたいと考えています。

【パブリックコメント】
富士見市健全な財政運営に関する条例（案）【逐条解説】

※財政調整基金比率とは

標準的な1年間の歳入に対して財政調整基金（貯金）がどの程度の割合であるかを示すもので、年度間の臨時的な支出に対応することができるゆとりを判断するための指標となります。

※地方債残高比率とは

標準的な1年間の歳入に対して地方債（借金）残高がどの程度の割合であるかを示すもので、将来の地方債発行可能額などを判断するための指標となります。

※債務償還可能年限とは

使途が自由なお金をすべて使ったと仮定して何年で債務を償還することができるかを示すもので、債務が返済可能な規模となっているかを判断するための指標となります。

第16条（財政運営目標の設定）

第16条 市長は、財政運営判断指標に関し、財政運営の状況を向上させるため、中期財政計画の計画期間内における目標値を定め、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

【解説】

財政運営の状況を継続的に向上させるため、財政運営判断指標について、中期財政計画の計画期間内における目標値を定め、これを議会に報告するとともに、公表しなければならないと定めています。

7 附則

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

【解説】

この条例の適用となる日（平成24年4月1日）を定めています。

富士見市健全な財政運営に関する条例(案)

逐条解説【パブリックコメント】

平成23年9月発行

発行 富士見市

編集 総合政策部財政課